令和７年８月 14 日

一般社団法人広島県医師会会長　様

広島県健康福祉局医療介護基盤課長
（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）

令和７年度看護職員の資質向上支援事業補助金に係る事業計画書等の提出について（依頼）

県の看護行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

県では、令和７年度に特定行為指定研修機関及び認定看護師教育機関へ看護職員を派遣する場合の、事業者が負担する受講料及び派遣期間中に代替看護職員を新たに雇用する場合に要する経費の一部を補助しています。

ついては、貴会会員に当該補助制度及び今年度の補助所要額を把握するための事業計画書の提出（**令和７年９月 16 日（火）**まで）について、県ＨＰ「ひろしまナースネット」に情報を掲載していますので、周知していただくようお願いします。

なお、各関係機関あての通知文を添付していますので、周知にご活用ください。

また、県内の病院には添付の通知文を郵送しています。

ひろしまナースネット URL：https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/nurse-net/

＜留意事項＞
- この事業計画書を提出していない場合は、今年度の補助申請の対象となりません。
- 正式な補助申請書類の提出については、事業計画書を提出した事業者に対し、別途通知します。（10 月頃の予定）

担当　医療人材ｸﾞﾙｰﾌﾟ
電話　(082)513-3057（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
（担当者　高浦）

1381
広島県
07/08/18
医師会

令和７年８月 14 日

各関係機関の長　様

広島県健康福祉局医療介護基盤課長
（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）

令和７年度看護職員の資質向上支援事業補助金に係る事業計画書等の提出について（通知）

県の看護行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

県では、令和７年度に特定行為指定研修機関及び認定看護師教育機関へ看護職員を派遣する場合の、事業者が負担する受講料及び派遣期間中に代替看護職員を新たに雇用する場合に要する経費の一部を補助しています。

ついては、今年度の補助所要額を把握するため、当該補助金の交付申請を予定されている場合は、**令和７年９月 16 日（火）**までに、電子申請システムにより必要書類を提出してください。

１　提出書類及び提出方法

(1) 提出書類

次の書類を提出する。

①②については、ひろしまナースネットから様式をダウンロードして作成する。

①	別紙１　所要額調書
②	別紙２　事業計画書
③	募集要項等の研修概要資料
④	その他書類（※詳細はＨＰでご確認ください）

(2) 提出方法

【電子申請システム】から提出する。

※ 電子申請システムの URL はひろしまナースネットの該当ページに掲載

２　情報掲載サイト

- HP ひろしまナースネット＞新着ページ＞看護職員の資質向上支援事業補助金に係る事業計画書の提出について

＜留意事項＞
- この事業計画書を提出していない場合は、今年度の補助申請の対象となりません。
- 正式な補助申請書類の提出については、事業計画書を提出した事業者に対し、別途通知します。(10 月頃の予定)

担当　医療人材ｸﾞﾙｰﾌﾟ
電話　(082)513-3057（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
（担当者　高浦）

「看護職員の資質向上支援事業補助金」の概要

1 趣旨

県内の病院，診療所又は訪問看護ステーションに就業する看護職員の資質向上を図るため，看護職員を特定行為指定研修機関及び認定看護師教育機関へ派遣する費用の一部を助成します。

2 補助対象

(1) 看護師の特定行為研修機関に職員の派遣を行う、県内の病院，診療所又は訪問看護ステーション

(2) 認定看護師教育機関に職員の派遣を行う、県内の200床未満の病院(以下「中小病院」という。)，診療所又は訪問看護ステーション

なお，感染管理については，200床以上の病院も対象とする。

3 対象経費及び補助基準額

事業区分	対象経費	基準額 (1人当たり)	補助率
⑴ 看護師の特定行為研修機関派遣支援事業	ア 受講料等※1 病院，診療所又は訪問看護ステーションが負担する特定行為指定研修機関への受講料等 ※認定看護師B課程(特定行為修了可能な課程)はこの区分に該当	700千円	1/2
	イ 代替看護職員の人件費※2 特定行為指定研修機関に派遣中，新たに派遣職員の代替として雇用した看護職員の人件費(給料，諸手当及び社会保険料等)	1,134千円	1/2
⑵ 認定看護師教育機関派遣支援事業	ア 受講料等※1 中小病院，診療所又は訪問看護ステーションが負担する認定看護師教育機関への受講料等 なお，感染管理については200床以上の病院も対象	500千円	1/2
	イ 代替看護職員の人件費※2 認定看護師教育機関に派遣中，新たに派遣職員の代替として雇用した看護職員の人件費(給料，諸手当及び社会保険料等)	756千円	1/2

※1 受講料等：

- 受講料及び入学金が該当します。
- 入学検定料や旅費・宿泊費等は非該当です。

※2 代替看護職員の人件費：

- 新たに雇用した者に係る人件費が該当します。
- 代替の看護職員確保のために配置換えした場合は，移動元に新たに代替職員を雇用している必要があります。
- 賞与は対象外ですので、計上しないでください。
- 人件費には、代替職員の派遣期間中にかかった人件費のみが対象経費として計上できます。
  ※ 次ページの対象経費の考え方を参照してください。

4 補助人数(予定)

予算の範囲内で調整する。

5 その他

- 該当の研修への派遣年度に補助申請が可能です。
- 他の同様の補助金等と重複して補助を受けることはできませんのでご留意ください。
- 提出書類として、申請年度の予算書抄本及び決算書抄本の提出が必要です。
- 補助定員を上回る申請があった場合は，予算の範囲内となるよう調整させていただきますので，あらかじめ御了承ください。
- 額の確定後に医療機関等が支出した受講料等を，受講者本人から医療機関等に返還させる等が発生した場合は，補助金の返還が必要になることがありますのでご留意ください。

- この補助金については，補助事業完了後の翌々年度の６月30日までに，確定申告に基づく消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の報告が必要で，返還額が生じることがあります。

看護職員の資質向上支援事業補助金　～対象経費の考え方～

□　代替職員人件費について
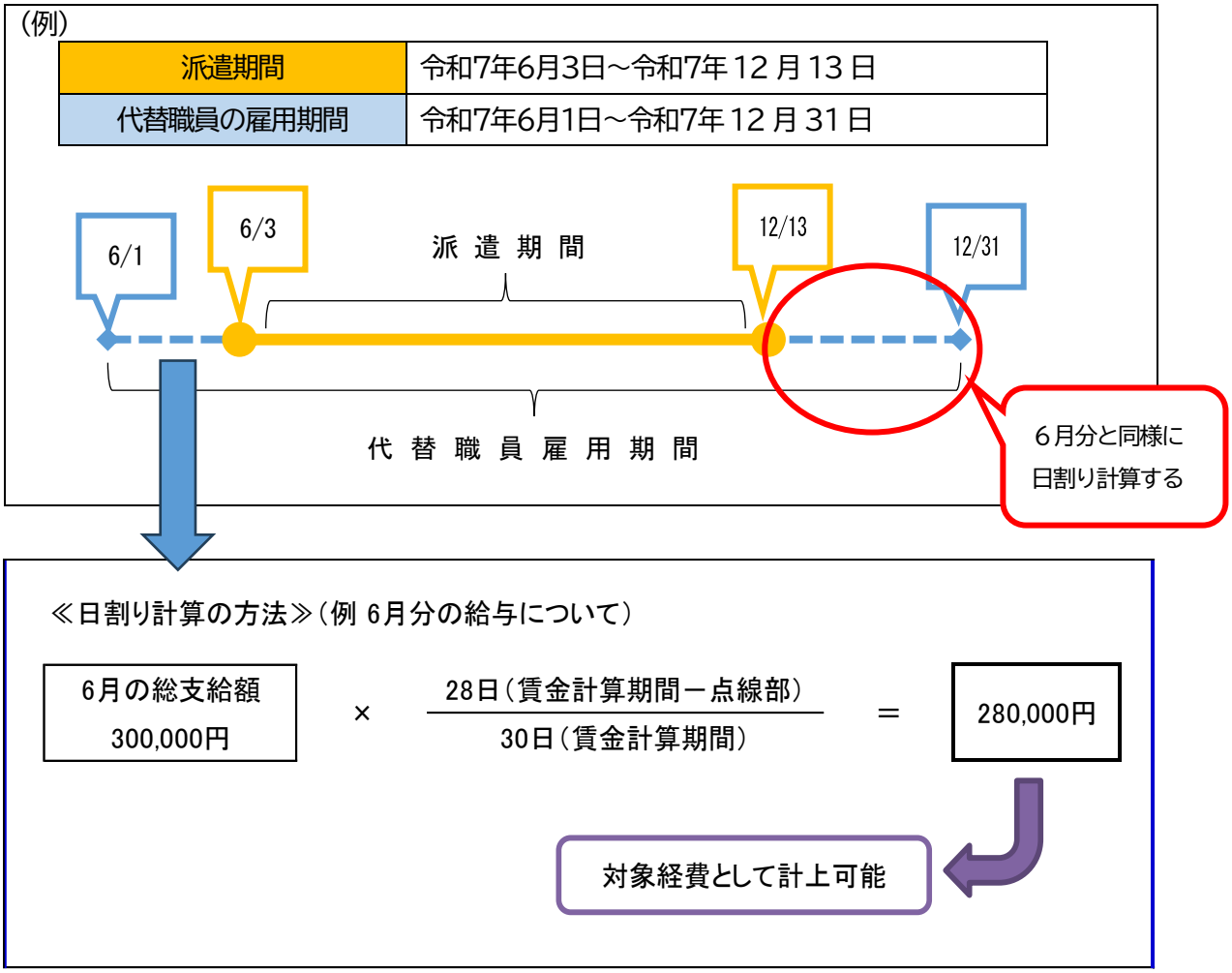
下記例示の実線部分が対象、点線部は日割り計算により除外して計上となります。